

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区会下山町二丁目二〇三番地四、最後の住所神戸市北区しあわせの村一番九号 にここにこハウス医療福祉センター

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

神戸市中央区橋通二丁目一番九号グリーンビル二階乗鞍法律事務所

相続財産清算人 弁護士 乗鞍 佳孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀市室生大野三六〇六番地、最後の住所奈良県宇陀市室生大野三六〇六番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

奈良県橿原市内膳町五丁目三番三十一号フクダ不動産八木駅前ビル三階 奈良総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 東稔 忠幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市土橋町四四一番地、最後の住所奈良県大和高田市日之出町一五番一二号 住宅型有料老人ホーム れんげハウス大和高田

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

奈良県奈良市高天市町一一番地 高天飯田ビル六階 やすらぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 太田 善久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市福知堂町一二七番地、最後の住所奈良県天理市福知堂町一二七番地

被相続人 亡 西村 幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年九月三十日

奈良県奈良市高天市町一一番地 高天飯田ビル六階 やすらぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 早月 宏彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市上島町四二番地二、最後の住所島根県出雲市上島町四二番地二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

島根県出雲市矢野町二〇六番地 おか司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 岡 圭介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県浅口市金光町占見新田三五六番地、最後の住所本籍に同じ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

岡山県浅口市鴨方町鴨方一九一番地 相続財産清算人 司法書士 宗澤ゆかり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区大供表町三二六番地一、最後の住所岡山県岡山市北区大供表町四番二二二番地 被相続人 亡 小山 鑑生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

岡山市北区西古松二丁目三番一号ナナリーフ大元二〇二番地 相続財産清算人 弁護士 鶴身 由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市西田井地二〇八二番地一、最後の住所本籍に同じ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

岡山県岡山市北区春日町五番六号 相続財産清算人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市仏生山町甲五二五番地一、最後の住所香川県高松市仏生山町甲五二五番地 被相続人 亡 瀬谷 光起

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

高松市西内町三番七号 森ビル3階 渡辺光夫法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡 朋樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県小城市小城町四四番地、最後の住所福岡県福岡市東区青葉一丁目四番一号あすなろ青葉二二二番地 被相続人 亡 野村 益子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

福岡県福岡市中央区梅光園一丁目二番一十一号 相続財産清算人 弁護士 木下 健一

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 梅澤 亮二

住所 神奈川県横浜市戸塚区汲沢三丁目九番一

生年月日 昭和四十九年十二月六日

二 供託所 横浜地方方法務局

三 供託番号 令和八年度金第二六八二号

四 供託金額 八、二一七、二三五円

裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和五年（家）第四五二〇五号
令和八年九月三十日
神奈川県横浜市港北区新横浜三六一一二日総第12ビル二階

不在者財産管理人 弁護士 天野 正男
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 川内 司

住所 熊本県熊本市中央区出水五丁目五番三

号アーバン出水一〇一

生年月日 昭和十七年十一月十日

二 供託所 熊本地方方法務局

三 供託番号 令和八年度金第九九五号

四 供託金額 二六九、七六三円

五 裁判所 熊本家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和八年（家）第三〇四四号

令和八年九月三十日
熊本県熊本市中央区新屋敷二丁目一三番二

三三〇一
不在者財産管理人 司法書士 竹原久美子

第52期決算公告

2026年8月25日 北海道帯広市西6条南40丁目3番3号

TOSHIN 株式会社トーシン

代表取締役社長 砂田 靖志

貸借対照表の要旨 (2026年5月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,831	流動負債	8,301
固定資産	9,040	退職給付引当金	7,136
		役員退職慰労引当金	13
		株主資本	20
		利益剰余金	4,389
		利益準備金	40
		利益剰余金	4,349
		その他利益剰余金	0
		（うち当期純利益）	4,348
		評価・換算差額等	(2,117)
		その他有価証券評価差額金	44
			44
資産合計	19,872	負債・純資産合計	19,872